

# 総務委員会会議録

令和5年8月9日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:22

## 【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

## 【 報告事項 】

1. 工事請負契約について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

市長から病気治療のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承願います。

それでは、「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○契約課長

それでは、提出しております資料に基づきまして補足説明をさせていただきます。

まず、資料1、「総合評価落札方式における受注者への罰則強化について」、説明いたします。資料1をお願いいたします。現在本市では、受注者が評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の罰則として、工事成績評定点を10点減点としておりましたが、評価項目のより一層の履行の確保を図るため、令和5年4月1日より3点について罰則を定めようとするものでございます。

1点目といたしましては、総合評価落札方式で受注した工事の工事目的物の引渡し後4か月の指名停止とするもので、これは本市の指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の契約違反の場合の停止期間及び、過去の事例に基づきまして、4か月といたしております。

次に、2点目といたしまして、総合評価落札方式で受注した工事の工事成績評定点を20点減点とするものです。これは、工事成績評定の様式におきましては、指名停止期間3か月以上は、20点の減点としておまして、それに合わせて設定をいたしております。

次に、3点目といたしまして、総合評価落札方式の評価項目に「過去1年以内（または昨年度）に同方式で受注した工事において、評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止を受けていない」という項目を追加いたしまして、次回以降の総合評価落札方式で実施する工事の評価につきまして、該当する場合は評価点を1点減点するものでございます。これらの罰則を定めることで、総合評価落札方式のより厳格な運用を目指したいと考えております。

次に、「物品・役務の電子入札導入について」、説明をいたします。

資料の2ページ、資料2をお願いいたします。電子入札につきましては、工事及びコンサルの業種につきましては、令和3年度から導入をいたしておりますが、令和5年度から物品・役務業務の一部の業種につきまして、新たに導入いたしております。

まず1つ目、対象案件につきましては、年間の入札件数が比較的多い業種を初年度につきましては、導入することといたしております。物品につきましては全18業種中、事務用品、教育用品の2業種を、役務につきましては、全20業種中、電算・情報処理、公園樹木等管理、廃棄物関係の3業種を電子入札の対象といたします。

次に、対象業者数につきましては、市内業者97者となっております。なお今後、他の業種

につきましても、段階的に導入を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

今、契約課長がご説明ありました総合評価落札方式の罰則強化ということで、ずっとる説明がありました。この罰則強化をするに当たりどういう形で、令和5年4月1日から適用になっておりますけれども、どういう経緯でこれを作成されたのか、お尋ねいたします。

○契約課長

総合評価落札方式につきましては、昨年度から委員会のほうでもいろいろとご指摘などをいただいております。それに基づいて先進地視察を行っております。その中で、総合評価落札方式をするに当たって、その項目を守るというのが大事なことになってまいりますが、その罰則について、他の先進地のところにおいては、罰則が飯塚市のほうが工事成績を10点減点といたしておりましたが、それよりもまた実効性を高め、担保ができるような仕組みになっておりましたので、飯塚市におきましても、さらに総合評価の提案していただいた内容の実効性を高めるために、罰則の強化が必要であるということを経験して、最終的には入札制度検討委員会の中で、このように罰則を強化するというふうにご決定いたしましたものでございます。

○奥山委員

次に、この4月から罰則強化で、この3点にわたって、強化していますということですが、それ以前ですが3月31日までは、どういう罰則があったのか、お尋ねいたします。

○契約課長

先ほども説明をいたしました。これまでは終わった後の工事成績評定点を10点減点するというようになっております。

○奥山委員

ただ10点を減点するだけということですね。これは4か月間の指名停止になっております。今回4月からは、なっておりますけれども、そういうものはなかったということですね。罰則は前回なかったということですね。今回、10点ということですが、過去の総合評価落札方式で10点を減点された業者さんなり、総合評価の工事のうち何件が、そういう減点されたのかどうか、お尋ねいたします。

○契約課長

総合評価落札方式により入札につきましては、平成30年度から令和4年度までに計8件を執行いたしまして、そのうちの2工事につきまして、10点減点となっております。

○奥山委員

8件の工事のうち2つの工事、2者ということについて10点減点された業者さんがおられると。当時は、当然罰則はなしですね。私が今回、これ先ほどから説明を伺いましたが、4か月の指名停止ということで、過去にその件数も今8件とおっしゃったですかね。4か月以内にそんなに総合評価落札方式の工事がないのではないかと。1年に1工事あるのか、2工事あるのか分かりませんが、4か月の指名停止だと、すぐ次の工事は、また入札ができるのではないのというのがあるので、例えばこの4か月ができるかどうか分かりませんが、1年であるとか、次の工事は駄目ですよとかというふうにならないのかどうか、お尋ねいたします。

○契約課長

指名停止の要綱につきましては、先ほど申しましたように今飯塚市の要綱の中で、契約違反という指名停止の措置の基準がございまして、それに該当した場合に1か月以上4か月以内と



けるような仕組みになっているというふうに考えています。

○奥山委員

最後と言いましたけど、すみません、課長が言われたので。こういうふうに点数が下がってしまうと、例えば1年後の次の入札のときに、1番と2番の点数で、かなり下のランクになるんで、受注ができないという話だったんですけども、それはどのぐらい続くんですかね。その点数、持ち点というのは。指名停止は4か月で終わりました。4か月で指名停止が終わったので、5か月目から指名できるわけですね、入札が。このときには、この点数を持っているから低い点数ですということですけど、それはずっとですか。また、ゼロクリアにいつなるのか、何年もその点数を持ったままなのか、ちょっとそこをお願いします。

○契約課長

先ほど説明いたしておりましたが、この減点につきましては、評価項目につきましては、過去1年以内に総合評価で履行しなかった場合としておりますので、このマイナス補正につきましては、翌年度いっぱいという形になります。

それから工事成績評価につきましては、工事ごとにその対象の業種などはございますが、工事成績評価で企業の工事成績と配置予定技術者の工事成績評価というのが、過去の工事の実績を参照して点数をつけるという仕組みになっていますので、それにつきましては、実際には、評価基準を工事ごとに評価技術委員会を設置してその中で検討いたしますが、例えば、過去3年の工事成績というような形で設定をいたしておりましたら、3年間はマイナス補正が続くというような形になりますが、これが永続的に、もうそれをするとずっと続くというようなことにはいたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

当市における土木・建築の入札方法の種類は、一般競争入札、そして最低制限価格が変動する変動式というんですかね、と総合評価方式、大体この3つだと思っているんですが、それぞれの適用範囲が金額で分かれば、改めて教えていただけますか。

○契約課長

まず、土木・建築工事につきましては、一般競争入札を行っておりますが、一般競争につきましては、条件付一般競争入札の実施要領の中で、対象の工種を土木一式工事と建築一式工事といたしておりますので、本市におきまして一般競争入札を実施しておるのは、土木一式工事と建築一式工事ということになりまして、それ以外の専門工事につきましては、指名競争入札で実施をいたしております。

○上野委員

それぞれ適用の範囲が金額によって違うと思うんですけども、今来、最低制限価格でのくじ引の落札が増えているんですが、品確法に照らし合わせた場合、どのようなご懸念をお持ちなのか、改めてまた教えていただけますか。

○契約課長

最低制限価格につきましては、本市では、現在事前公表ということで、入札の前に予定価格と最低制限価格を公表しております。それによって入札される方が最低制限価格で入札することが多くなり、くじ引が増えるというような形になっておりますが、最低制限価格を事前に公表することで、業者のほうが適切な積算をせずに、入札をして、そういう積算能力が育たないことであつたり、ちゃんと積算せずに適切な受注ができないといったような懸念があるというふうに考えております。

○上野委員

つまり地場企業の育成には、ちょっと障害をするような一面もあるというふうにお聞きをい

たしました。それで当委員会で、令和3年8月、令和4年3月、それぞれ最低制限価格の非公開についてですとか、また事後公表の調査研究についてという質疑があつておつたようですが、これまでどのような調査研究を具体的にやってくられたのか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

最低制限価格の事前公表につきましては、総合評価落札方式のものと合わせまして、令和4年度に先進地の視察を実施しておるところでございます。

○上野委員

分かりました。先進地に行つてこられて、その後、課内、部内でどのような検討をされたのか、教えていただけますか。

○契約課長

現在飯塚市におきましては、最低制限価格を事前公表しておりますが、これについては、事後公表にするに当たりまして、職員への不当な働きかけであったり、それに基づいて情報漏えいなどの不正行為が考えられるところがございます。ですので、先進地のところでも事前公表でやっているところがございましたが、事後公表にするに当たって、やはりそういった不正な働きかけや情報漏えいを防止する仕組みを適切につくらないと事後公表にする前には、そういった対策を適切にしなければならないということで、現時点でそれを抑止するような方策について、まだ結論には至っていませんので、現時点では、事後公表については、まだ適用しないというような形になっております。

○上野委員

本当に職員の皆さんに過度な精神的疲労とか与える可能性も大きいと思うんですけども、やはり課題としてきちんと認識されておられるわけですから、デメリットについては、今の点が一番大きなことだと思つているんです。これの課題解決するためには、今まだ検討中だということですけども、事後公表を施行していくというような方向性を持って検討を続けていかれるんでしょう、これは確認です。

○契約課長

先ほど申しましたように、不正行為とかを防止する策を、その策を導入すれば、そういうような不正な働きかけであったりとか、情報漏えいについて防止できるというような方策を考えて、事後公表に向けて検討していくということでは考えております。

○上野委員

せっかく先進地も行かれて勉強もされているんで、総合評価方式も当市の場合にはそうですけど、まず試行されてみればいかがですか。ある程度の防止策というのを先進地から学ばれて、それを導入まずしてみる。半年でも1年でもいいではないですか。まず試行してみて、どのような弊害が起こってくるのかというようなこともやっていただきたいと思います。これは検討していただけますか。

○総務部長

先ほど契約課長のほうからも答弁いたしましたけれども、我々が課題として持つておるのは委員が言われましたとおり、同一価格での最低制限価格のくじ引の状態、これについては先ほど言われましたように品確法上も課題があるなということで認識をしております。それを解決する手段としては、やはり事前公表を事後公表に移していくといった手法も考えられますので、それにつきましては、先ほど担当課が言われましたとおり、メリット・デメリットも踏まえて調査をした中で、我々内部で情報共有して検討しておるという状況でございます。それで解決する方法として事後公表にしていくといった手段もありますけれども、それをやっていくという段階につきましては、委員が申されますように、試行という方向で入っていくというふうには考えておりますけれども、今すぐ試行の段階に行くということの協議がまだ整っておりませんので、これにつきましては鋭意、今後もしっかり検討してまいりたいと思つたのでご了解

いただきたいというふうに思っております。

○上野委員

よろしく願いいたします。先ほどの入札の種類の中で変動型と総合評価方式、逆に総合評価方式の金額での適用範囲、下限が分かれば教えていただけますか。

○契約課長

総合評価方式につきましては、設計金額が1億5千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事が対象となっております。

○上野委員

これを例えば、全て変動式、総合評価方式の試行を停止していただいて、全て変動式に変えるとなると、まずそのようなことが可能なかどうか、またその際のデメリットは、何かあるのか教えていただけますか。

○契約課長

総合評価方式につきましては、現在のところ総合評価方式を維持して今後も継続していくという形でしておりますので、変動型にそれを変えてするという点については、するとすれば、またさらにその調査研究をする必要があるというふうに考えております。

○上野委員

1億5千万円以上の設計金額の工事に関しては、変動式を導入することで、デメリットがどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

○契約課長

変動型の入札につきましては、業者さんが入札された金額を本市の場合であれば要領で計算の仕方を定めておりますが、その計算に従って最低制限価格は、決定されるというような仕組みになっております。総合評価競争入札を実施するに当たりましては、これまでの価格だけの競争から価格と技術を合わせた競争へと変化させるというものにしておりますので、これを例えば変動型を導入いたしますと、各社の入札の金額によって最低制限価格が変わりますので、技術力の高い業者さんが入札しておいた額が変動型で計算された最低制限価格を下回っていたという場合に、失格になるということになりますので、そうなる価格と技術を合わせた競争というような趣旨が達成できないというところが、デメリットであると考えております。

○総務部長

デメリットと申しますか総合評価方式につきましては、従来の価格だけの競争ではなくて、委員が先ほどから申し上げられているように、やはり品確法のあたりとの関係で、要は提案によって価格だけではなくて、いい物を提供していただくという制度で、総合評価方式の入札制度を導入しております。変動型入札制度というのは、そこから今導入しているその評価の部分がまたなくなってしまうこととなりますので、競争入札と一般競争入札と変動型は同じ額での考えで、ただし最低価格というか、設定価格が変動するというシステムですので、現在ある総合評価方式自体は、我々としていたしましては、品確法との関係もあり、これにつきましては今後も継続して導入したいというふうに考えておりますので、この部分を変動型の入札制度に変えるということは、要は物の提案の評価をしない制度を取り入れることとなりますので、これにつきましては、そのこと自体が我々が考えている方針から外してしまうことになるので、一番大きなデメリットというのは、そこになるのかなというふうには考えております。

○上野委員

品確法との関係からいうと、それぞれの指名される業者さん、変動式でもそうですけど、総合評価方式でも、そこに入札に参加される業者さんについては、きちんと施工ができるという認識のもとに指名をされている。またそういう格付をされているというふうに思いますが、今の部長が言われるように、技術ですとか、提案を必要とするような工事については、総合評価方式でももちろんよろしいかと思うんですけれども、ただもう一般的に工事一式ですと、ただ金

額が1.5億円以上になっているよという工事については、それはもう技術云々の話ではないので、やはり金額だけではなくて、その工事そのものがどのような内容なのかによっては、金額にかかわらず、変動式を取り入れられてもいいのではないかなと思います、ご認識をお伺いいたします。

○契約課長

金額だけではなくて、一般的なものであればということですが、現在、飯塚市のほうで行っております総合評価落札方式につきましては、国が示しております地方公共団体向けの総合評価のマニュアルなどございまして、その中で、分類で言えば、簡易型というもので実施しております。これにつきましては、国の説明の中では、技術的な工夫の余地が小さい一般の工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほかに、同種類工事の施工実績や工事成績など、評価項目と入札価格を総合的に評価する方式ということになっております。ですので、技術的に高いものにつきましては、また高度な技術提案を求めるということもあります、現在行っている飯塚市の総合評価につきましては、この分類で工夫の余地が小さい一般的な工事においても、そのような簡易な施工計画を出していただいても、指名といいますか、その対象となる業者様の中でも技術力の高い業者様に施工していただいても、出来上がる建物であったり、土木工事であれば、そういったコンクリートの施工であったりとか、そういった物の品質が高まって、長く長寿命化するし、後の修繕も少なくなるというような考えでされていますので、今後も飯塚市においては、今行っているものを継続していくことで業者様の技術力の向上のインセンティブになるということもありますし、市が造ります構造物の品質を高めることを行っていきたいというふうに考えております。

○上野委員

課長、入札に参加する企業は品確法をしっかりとクリアできる企業だけしか入札参加しないんでしょう。確認します。

○契約課長

参加する業者さんにつきましては、そのような品確法などの法律を適切に把握されて工事を実施していただいているものと、これまでもしていただいていますし、これからもやっていただけていると思っておりますが、その中でランク分けで、例えばSランクの建築の業者さんということで10者いる中で、皆さんはランクの工事について適切にいただけているという状況にあるということは、もうそのとおりに間違いはないというふうに考えておりますが、総合評価落札方式につきましては、工事ごとの施工の条件であったりとか、環境であったりとか、その安全対策とか、そういうところを提案していただいても、Sランクの例えば10者の中でも、よりよい技術を持っている業者さんに施工していただくというような趣旨でやっておりますので、そのように考えていただければというふうに思います。

○上野委員

よりよい技術と言われると、今Sランクの話をされましたけど、Sランクにおられる業者さんは、きちんとした仕事ができるんですね。今言われるように、工事によって一番技術が高い業者さんをお願いをしたいということになれば、総合評価方式で、選定する必要がないではないですか。誰でもできるんでしょう、例えば10者あれば。その中でも、一番いい業者さんという、その技術の点でこの工事にはこの業者さんが、一番技術力が高いというようなことで選定するというふうに今言われたんですかね。

○総務部長

もちろん、指名に応じていただける業者様はそれぞれ責任を持って、きちんと施工できますよという提案はしていただいております。ただし、やはり施工の管理とか、施工の手法であったりとか、それぞれ各業者によってはやはり得意分野、不得意分野もありますし、技術員がいる工種、いない工種とかいろんな違いがございます。それをベースになる技術力があるからと

いって、できるできないの評価を金額だけでこれまでやっていたものを個別のものではかりながら評価をして、そこに適した金額だけではなくて、そこに適した業者さんにやっていただくというのが、総合評価方式の主たる目的でございますので、これについては従来から前回の委員会でも委員からご質問されましたけれども、市としてはこれにつきましては、国や県と歩幅を合わせながらやっていこうという方針であります。ただ委員が言われますように変動型の契約の方式につきましては、当初に言われました、例えば最低制限価格で皆さんが応じてしまうといった問題解決にも一つ役立つような契約方法であるということは認識をしておりますので、それぞれ契約方法に対しましては、我々が求めている目的でありますとか、それぞれの契約方法におけるメリット・デメリットが多々ございますので、もしすみませんよろしければ、そういったものもきちんと我々のほうでも分かりやすい資料辺りをつくりまして、事後のやりとりで提出をさせていただければと思っておりますので、そんな形でどうでしょうか。すみません、入札制度で審議していただいておりますので、きちんと我々も正式に説明できるような形で整理を差し上げまして、また議論をさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○上野委員

よろしく申し上げます。飯塚市の入札制度に関しては市役所なり企業局だけではなくて、他の団体にも影響を与えますので、しっかり入札制度をこれからも議論していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

私のほうから委員会のほうで、ちょっと資料要求をお願いしたいというふうに思いますけれども、実は隣の直方市が入札の関係で公契約条例を数年前から導入をしております。もともとこの公契約条例というのは、国と地方の自治体が定めた民間の企業団体に工事を請負したときにそこで働く労働者に支払う最低賃金といえますか、そういうところを支払うことを義務づける制度ですけれども、もしよければ直方市さんが実施してあります公契約条例の概要について、次回、委員会のほうで資料の提供をお願いしたいというふうに思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま田中委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○契約課長

ただいま田中委員のほうから要求ありました直方市の公契約条例の概要が分かる資料ということですが、現在今それを持ち合わせておりませんので、これから作成する必要があります。お時間いただきましたら次回に提出できるように作成したいと考えております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま田中委員から要求がありました資料については、要求することにご異議はありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

最初、幾つか質問させていただきました。契約課長のほうから、受注者が評価項目で履行できなかった場合、こういうふうに減点になりますよというお話がありました。評価項目については、私もちょっと全て把握していないところがありますので評価項目の、こういう部分でこういうふうな点数がいかなかったり、そういう工事、これはもう建築なるかもしれませんが、

そういう評価項目の一覧表というやつを次回でも結構ですので出していただければと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま奥山委員から要求がっております資料は提出できませんでしょうか。

○契約課長

これまでに行っております建築工事の総合評価落札方式の評価項目と評価基準の表がございますので、そちらを次回提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま奥山委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報公開について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○総務課長

「飯塚市情報公開制度について」、御手元の資料に基づいてご説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。情報公開制度につきましては、飯塚市情報公開条例に基づきまして、市が保有する情報を公開する制度でございます。資料の中ほどのフロー図につきましては、情報公開請求の手の流れを示したものでございます。このフロー図に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、公開請求につきましては、市内外問わずどなたでも請求することができます。公開請求する場合は総務課もしくは、各支所市民窓口課に公開請求書を提出していただきます。窓口での提出のほか、郵便、信書便、電子メールによる公開請求をすることができます。

次に、公開請求を受けました実施機関は、請求された公文書中に情報公開条例上公開できない情報が含まれていないかを調べ、請求のあった日の翌日から起算して、14日以内に公開・非公開の決定を行います。

その次の実施機関が行った非公開や一部公開の決定に対して不服があるときは、審査請求を行うことができます。この審査請求がありました場合には、飯塚市情報公開審査会へ諮問いたしまして、実施機関は、その答申を尊重し採決を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、飯塚市情報公開制度の概要説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

情報公開について以前も質疑をしたことあるんですけど、先日新聞報道で、国会議員の秘書が情報公開請求の取下げ要求をしたという報道があっていたかと思います。このような情報公開請求者の個人情報漏れることを防ぐためには、この請求者の情報に関してきちんとコントロールを、必要最低限の方々が知り得るような形にすべきだと思うんですけど、現状においては、公開請求者の情報については、どこまで知り得るのでしょうか。公開請求をしますよと、請求者が請求書を出しました。受付するのは総務課がやるわけですよ。総務課だけが知っておられるのか、それとも請求書がそのまま各担当課であったりとか、そういったところ

までいってしまうのかどうか、その点はいかがになりますか。

○総務課長

先ほど説明申し上げたとおり、公開申請書につきましては、まずは総務課もしくは支所の市民窓口課で受け付けます。その分につきましては、総務課のほうは所管課のほうに情報提供依頼をかけますので、その申請書については所管課のほうに回ります。実際、決裁をとる関係で所管課の課長までは情報が行くということになります。また内容によりましては、担当課が多岐に渡る場合があります。全庁掲示板あたりに掲示して、情報提供を求める場合がございますが、この場合につきましては、請求者の情報は隠しております。

○江口委員

通常では、担当課に請求者の情報が流れてきますよ。ただ庁内掲示板に、かなり多岐にわたる場合、庁内掲示板に上げることがあるんだけど、そのときに関しては請求者の情報は伏せていますという取扱いということですね。やはり今回の報道があったようなことを防ぐということを考えると、その取扱いについては十分検討すべきだと思うんです。ぶっちゃけた話が、総務課が知り得るのは、それはもう当然のことだと思うんですけど、それから先に関しては、請求者の情報は流す必要がない部分ですよ。どなたが請求しても同じ行為をするわけですから、誰誰が請求したという情報は、各担当課は知る必要がない情報であるし、わけですよ。そうするとその取扱い、同じような請求者の情報が漏れるとか、情報公開の請求自体が漏れるということはあってはならない行為だと思います。そうするとその取扱いについては、検討し、直していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 52

再 開 11 : 07

委員会を再開いたします。

○総務課長

ご提案の件でございます。今、情報公開請求先が単独の課である場合につきましては、その課と請求者の方で、すり合わせをしなくてはいけないような内容もあることもございますので、今のところちょっとデフォルトでは、情報を出しておりました。ただその件については、こういった事件もあっておりますので、ちょっと運用についてはまた考えていきたいと思っております。

○江口委員

ぜひ、しっかり検討していただいて、早期に制度を変えていただきたいと思っております。先日の報道は、それこそ情報が漏れただけではなくて、情報公開請求の取下げが要求されたという事例でありました。それこそ制度の根底を揺るがすものだと考えております。こういったことはあってはならないというのは、市側としても同様に考えておると思っておりますので、早急な対応を求めたいと思っております。

次に、先ほど提出いただいた資料で、公開請求の手の流れで、公開請求の方法、(4)で公開の請求窓口ですね。請求窓口のところを見ると、提出方法については、窓口で出してもいいし、郵便でもいいし、信書便でもいいし、メールでもいいという形になっているんです。DXというふうな形を考えると、やはりメールでもきちんと申請ができるというのは、大切だと思うんですが、片一方でこれを公開が決まったときに、どういうふうな形で公開するのかに関しては、こういった形でということに関しては書いてはないんですね。先ほど、窓口であったりとか、郵便、信書便、メールにより申請ができるとありましたが、同じように窓口であったりとか、郵便とか、信書便とか、メールによって公開がなされるのか、どうかその点はいかがですか。

○総務課長

公開決定しまして、情報をお出しする際につきましては、窓口で直接受け取っていただく方法、あと場合によっては郵便でお送りするような方法もございますが、電子メール等の電子的なデータについての公開は、今のところ行っておりません。

○江口委員

窓口、郵便、信書便については、現状についてはやっておられるということでしたが、メールについてはまだやっていないんだということなんですけど、やはりどれだけ行政としてもコストを下げていくのかということを見ると、わざわざプリントしてそれを封筒に入れて、お送りする、そしてまた郵便の費用の徴収とかを考えると、メールで来た分に関して、費用が発生しないのであればそのままメールでお返しをするというほうが、スマートであるし、先方にとっても、請求者にとっても、窓口に来る必要がないし、費用負担も軽くなるのでいいかと思っています。現実にはこのようなメールによる公開に関しては、他の自治体では行われているところがあると聞いております。こちらについてもご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長

電子メールによる写しの交付ですが、先進地で実際やっておられるところは自治体があることは、一応認識しております。ただ今のところでございますけれども、メールでの回答につきましては、添付文書が差し替えられたり、改ざんされるおそれがあることや、繰り返し大量の情報公開請求を行うなど、濫用的な請求につながる可能性もちょっと危惧されておまして、ちょっと慎重な検討したいと思っております。引き続き、先進地の取組などを参考にして検討はしてまいりたいと思っております。

○江口委員

デメリットの部分というか、先ほど言われたちゅうちょする部分があるのは存じていますが、ちゅうちょする部分がメールでの返答があるから、そこが理由になるというのも、そこに関してはいかがなものかと思ったりするんです。現実には例えば、障がいを持っておられる方で動けないと。その方が、例えば同じような情報公開請求をしたいと思ったときに、郵便か信書便で送ったら、それで返してくれるわけですよ。それを同じものをメールで送らないという部分、それで正しいものかどうか、改ざんについてお話がありましたけど、改ざんについては、書面であっても同様だと思うんです。書面であっても、ある意味スキャニングしてその一部を書き換えるということは当然これは可能でありますよね。そうすると、不正加筆というか、改ざんの可能性に関しては、理由にはならないと思いますし、同様なものが、他の手法でも公開されるということになると、今の理由は当たらないのではないかと思いますので、検討していただけることですので、その分に関しては、十分な検討を早期に行っていただきたいと思っております。

実は、佐賀県では、電子メールによる情報提供実施要綱というのを作ってまして、ある一定程度の情報でしたら、もう情報公開請求をせずに、提供するんだよというやつを制度を作ったりしているんです。佐賀県では、電子メールによる情報提供実施要綱というのがあります。後ほどメールのほうでもお渡ししますので、こういった制度も含めて、より安価な形で、より手軽に情報提供ができるようにしていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

今、江口委員の質問にちょっと関連した話なんですけど、情報公開の請求があつていろいろな手続の流れを踏んで、請求者に公開しますと、これは一般公開というのは、やられていないわけですか。

○総務課長

情報公開請求を受け付けまして公開する情報につきましては、請求者本人のみに公開しております。

○赤尾委員

何か理由があるのでしょうか。

○総務課長

実際、情報公開請求を個人の方からいただいた、個人かどうかあれですけど、いただいた場合については、その請求に応じて公開いたしますので、この請求者というような流れをとっているということがございます。

○赤尾委員

結構ですが公開してほしい内容の請求があって、この一連の手続が結構、職員さんにも負担がかかっているのではないかなと思うんですね。それを一般公開することによって、類似の案件というのがかなり減ってくるのではないかなと思いますけど、何かこう公開できない大きな理由があるんだったら、それは致し方ない部分もあるかもしれませんが、メリットも結構あるのではないかなと思ひまして。

○総務部長

委員が言われる趣旨は分かります。公開請求が一旦されたものは、数は分かりませんが、市民の方が見たいという情報でございますので。実は情報公開請求というのは、いわゆる情報を出していくわけですけれども、その前段として、やはり市民の方が求められている資料は、もう前から議会の方からもいろいろ指摘されておりますけれども、積極的に公開すれば、わざわざ請求しなくてもということで、対象をどんどん増やしていこうとか、市民の方にホームページあたりでのアーカイブを拡充させて、知りたい情報がもう請求なしに見られるようにしたいというようなことは取組としてやっております。その取組の中で、例えば情報公開で、積極的な公開をやっていない情報で、情報公開がかなりの方から情報公開請求があるといったような事例があるものについては、積極的に公開を、要は類似情報を積極的に公開していくと。そういったことも検討しながらやっておるところですけれども、例えば今言われるのは、多分ある度に全部に公開していけばということだろうと思うんですけれども、これにつきましてはやはりウェブ上の容量もございまして、実際は個人請求されたものを全て合わせて積極的に公開していくといったことについては、今取組はやってないという状況でございますけれども、委員が言われますとおり、よりニーズのある情報が、仮に積極的な公開がなされていないという判断をした場合には、これについては内部できちんと検討した中で積極的に見ていただける情報として提供しようといった取組はやっておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

本特別付託事件であります情報公開について、さらに調査を深めるため、情報公開の年度別件数及び公開等の決定日数の資料を次回以降で構いませんので、資料の提出をお願いしたいと考えております。委員長においてお取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま赤尾委員から要求がっております。資料は提出できますでしょうか。

○総務課長

資料のほうは、ご用意できると思います。今から作ることになると思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま赤尾委員から要求がありました資料については、要求すること

にご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。  
ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出が  
っております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、御手元の資料によりご報告いたします。

今回、ご報告をいたします工事は、旧目尾小学校グラウンド整備工事でございます。入札の  
執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領及び運用基  
準に基づき、市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を  
執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。旧目尾小学校グラウンド整備工事につきま  
しては、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9279万3800円、落札  
率91.99%で、有限会社唯建設が落札しております。

なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治  
法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

以上、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。